

主債務者が反社会的勢力であった場合における信用保証の錯誤

筑波大学准教授

星野 豊

Hoshino Yutaka

東京大学商法研究会

大阪高裁平成 25 年 3 月 22 日判決

平成 24 年(ネ)第 2326 号, 姫路信用金庫対兵庫県信用保証協会, 貸金返還請求控訴事件, 金融法務事情 1978 号 116 頁/参照条文: 民法 1 条 2 項・95 条・446 条, 信用保証協会法 1 条

事実

原告・控訴人 X 信用金庫は, 訴外 A に対し, 平成 22 年 8 月 3 日に 400 万円を (以下「本件貸付 1」という), 同年 10 月 28 日に 150 万円を (以下「本件貸付 2」という), それぞれ貸し付けた。被告・被控訴人 Y 信用保証協会は, X との間で, 平成 22 年 7 月 28 日及び 10 月 26 日, 本件貸付 1 及び 2 にかかる A の X に対する貸金返還等債務を保証すると本件信用保証契約を締結した。なお, 本件貸付 1 は, A が兵庫県 B 市中小企業振興センターを通じて Y に信用保証委託を申し込み, Y が X に対して, Y による斡旋保証事案として A を紹介したものであり, 本件貸付 2 は, A が X に対して追加融資の申込みをしたことから, X から Y に対し, 信用保証依頼書を発行し,

A が Y に対して信用保証委託を申し込んだものである。また, Y は, 本件貸付 1 及び 2 の双方について, B 市から所定の保証料を受領している。

A は, 本件信用保証契約当時, 熊本県 C 市に本拠を構える暴力団の組長であり, いわゆる反社会的勢力であったが, X も Y もそのことを知らなかった。他方, 平成 20 年に公表された金融庁及び中小企業庁からの監督指針等において, 反社会的勢力との関係遮断の取組みが求められていたことから, X も Y も, 反社会的勢力に対する基本方針を定めたり, 保証委託契約書の条項に反社会的勢力の排除を規定したり, リーフレット等において反社会的勢力との関係遮断を明記したりしていた。なお, 本件貸付 1・2 及び本件信用保証契約の締結に際して, X は, 内部のデータベースを用いて A が反社会的勢力であるか否かを照会したが, 同勢力に該当すると結果が得られず, 申込みにも不自然な点がなかったことから, 預金口座の開設を認め, Y も, 内部データベースを検索したほか, 担当者が A の事務所を訪れ, A と面談する等したが, A が反社会的勢力であることを疑わせる事情は認められず, 本件信用保証契約に応じたものである。

X と Y は, A が, 平成 23 年 6 月 6 日, 詐欺容疑 (暴力団組員であることを隠して神戸市営住宅の賃貸借契約を締結した容疑) で逮捕されたとの新聞報道により, 初めて A が反社会的勢力であることを知った。

本件は, 以上の経緯の下で, X が Y に対し, 本件信用保証契約に基づき, 未回収債権相当額約 480 万円の支払を求めたものである。Y は, A が反社会的勢力であったことから, 本件信用保証契約は錯誤により無効であると主張した。

第 1 審である神戸地姫路支判平成 24・6・29 金判 1396 号 35 頁は, 「A が反社会的勢力でないことは本件保証契約の当然の前提となっていたと認められることに加え, ……そもそも Y による保証はその公的性格から利用できる者が制限されており, 弁済能力や信用力に問題がなければ誰でもよいというわけではないことなどに照らせば, 一般の取引通念に照らして, Y は, A が反社会的勢力であることを認識していれば保証することはなかったといえる。」として, A が反社会的勢力であったことは, 要素の錯誤であると認定し, Y には重過失も信義則違反もないとして, X の請求を棄却した。これに対して, X が控訴したのが本件である。

判旨

原判決変更，請求一部認容。

I 「本件信用保証1は，Aから信用保証委託の申込みを受け……融資及び信用保証を行うことに問題がないと判断して，XにAへの融資を斡旋したYが」，同じく「問題がないと判断して融資を実行したXに対し……，錯誤無効を主張して，その保証債務の履行を全部免れることについては，著しく衡平に反すると評価せざるを得ない。」「反社会的勢力との関係遮断を求められているYが……，Aが反社会的勢力であることを見抜けなかった」にもかかわらず，「Aに対する融資案件をXに斡旋し」，保証料を受領しておきながら，「Aが反社会的勢力であることが判明するや……，本件信用保証1の錯誤無効を主張して……，その保証債務の履行を全面的に免れることについては，健全な社会常識を備えた通常人の良識に著しく反する。」但し，Y担当者がAの「事務所を直接訪問して調査を行った上，Aが反社会的勢力であることを疑わせる事情は認められないと判断したのに対し，Xは，Aの事業所を訪問した上での調査まではしていないことも考慮すれば，YがXの履行請求の2分の1……について，錯誤無効を主張して履行を拒絶することは，信義則ないし衡平の観念に照らして許されない」。

II 「本件信用保証2は，Aから融資の申込みを受けたXが，融資の適否について第1次的に審査を行った上で，Yに対し，信用保証を依頼した事案（金融機関経由保証）である。」Xは，「本件貸付2の融資審査に際しては，本件貸付1の債権者として，Aの本件貸付1の返済状況や預金残高の状況等に関する情報」を有しており，「Aの事務所訪問等を行うことについて格別の支障があるとは考えにくい。」「Xは，自らの判断で行った融資審査の結果，融資相当と判断し，Yに……信用保証を依頼した」ことからすれば，本件貸付2について，「YがXの履行請求に対して，錯誤無効を主張して履行を拒絶することが，信義則ないし衡平の観念に照らして許されないとの評価をすることはできない。」

評釈

判旨に疑問がある。

I 本件は，近時，金融機関と信用保証協会との間で大きな問題となっている，主債務者が反社会的勢力であることを知らずに行われた貸付及び信用保証に対する，信用保証契約の錯誤無効の成否が争われた事案である。本判決は，この問題に対する最初の高裁判決であり，金融機関と信用保証協会とのどちらが先に主債務者を審査し，他方に紹介したかによって，信義則の適用により中間的解決を導こうとしたものである。

しかしながら，その後の同種事案における下級審判決において，本判決の判断構造にそのまま従うものではなく，また，後記のとおり，最高裁が本判決と異なる判断を下したため，本判決の解決基準は，高裁段階における一判決例に留まっている。さらに，理論的に検討しても，本判決の解決基準には，反社会的勢力に対して金融機関及び信用保証協会が行うことの可能な調査方法との関係で，問題を抱えるものと言わざるをえない。

II 本件と同種の問題については，本件以降，ほぼ時期を同じくして複数の下級審裁判例が存在するが，本判決の示した基準にそのまま従ったものではなく，かつ，その結論は二分している。

すなわち，信用保証契約の錯誤無効を認めて金融機関の請求を棄却したものとして，①東京地判平成25・4・23金判1422号52頁，その控訴審である東京高判平成25・10・31金判1429号21頁，②東京地判平成25・8・13判タ1415号292頁，その控訴審である東京高判平成25・12・4金判1435号27頁（高裁段階で確定），③東京地判平成26・3・24金判1459号44頁，その控訴審である東京高判平成26・8・29金判1459号39頁がある。

逆に，信用保証契約の錯誤無効を認めず金融機関の請求を認めたものとして，④東京地判平成25・4・24判時2193号28頁，その控訴審である東京高判平成26・3・12金判1439号36頁，⑤東京地判平成25・8・8判タ1393号151頁，その控訴審である東京高判平成26・1・30金判1435号21頁，⑥松江地判平成26・2・3金判1446号54頁，その控訴審である広島高松江支判平成26・9・10金判1453号34頁がある。

また，結論を導いた理由も事案ごとに区々であり，例えば，錯誤無効を認める理由としては，(a)金融機関経由保証であることを理由とするもの（本判決判旨II，①の第1審，③の第1審）と，(b)反社会的勢力

に対する取引が無効であることは金融関係業界の共通認識であったとするもの（本件原審，①の控訴審，②の第1審及び控訴審，③の第1審及び控訴審），及び，(c)主債務者が反社会的勢力であったことは動機の錯誤であり，信用保証契約上かかる動機が示されているとするもの（本件原審，①の控訴審，②の第1審及び控訴審）がある。逆に，錯誤無効を認めない理由としても，(d)債権者である金融機関と信用保証協会との衡平から，本件のような事案に対して保証を行うことが信用保証制度の趣旨に合致するとするもの（⑤の第1審，⑥の第1審及び控訴審），(e)主債務者が反社会的勢力でないことが信用保証契約の前提とされていないとするもの（④の第1審及び控訴審，⑥の控訴審），及び，(f)主債務者が反社会的勢力でないこととの動機が信用保証契約上示されていないとするもの（④の控訴審，⑤の第1審）が混在している。なお，上記の参考事案中，①事件と④事件とは，貸付を行った金融機関は異なるものの，主債務者及び信用保証協会は共通しており，上記のとおり裁判所の判断は逆になったことから，最高裁による判断の統一が実務上強く求められていたところであった。

他方，学説においては，本件以前に反社会的勢力に対する信用保証契約の錯誤無効の成否について理論的に検討したものは見当たらず，本判決を含めた一連の事件に対する評釈には，金融機関に同情的なものが比較的多いが，信用保証協会の公益性に基づいて錯誤無効を肯定する見解もあり，論者の実務上の立場も絡んで，議論は拮抗している状況にある。

Ⅲ そもそも、「反社会的勢力」の定義自体，法律上明らかなものでなく，特定の主債務者が反社会的勢力であるかについて，事前に警察機関等に照会をかけたとしても，当該被照会者が具体的な犯罪等を敢行していた事実があれば格別，そうでない限り，被照会者の名誉又はプライバシーを理由として回答が行われないことが通常である。しかも，現在の警察機関は，建前上都道府県を単位としていることから，本件のように他県において反社会的勢力として活動していたとの情報が，より入手しにくくなることは想像に難くない。

このように，不規則かつ断片的な警察機関発表，公的機関発表あるいは新聞報道等をほとんど唯一の情報源とするほかない状況の下では，金融機関にせよ信用保証協会にせよ，事前に主債務者が反社会的勢力であ

るか否かを知ることは，事実上不可能と言うほかない。その意味で，主債務者が反社会的勢力であることを知らずに貸付ないし信用保証が行われ，主債務者の不履行により貸付残金相当額の損害を被る状況は，金融機関も信用保証協会も同様に反社会的勢力の被害者であると考えられる。従って，信用保証契約の錯誤に関する解釈をどう考えるかにかかわらず，信義則によって中間的な解決を導こうとすること自体は，直観的に穏当な考え方と言えなくもない。

しかしながら，その中間的な解決基準として，本判決の示す「金融機関と信用保証協会とのどちらが主債務者を先に審査し，他方に紹介したか」という基準は，要するに，反社会的勢力であるか否かの一覧をどちらが先に検索したかの差に過ぎないわけであり，論理的には，むしろ，後から一覧を検索する方が最新の情報に接することができるわけであるから，これを以て当事者間の責任の配分基準に連動させることは，理論上も実務上も妥当であるとは言い難い。また，元来，他人による審査結果を事実上前提とする実務慣行は，貸付金の返済に係る経済的な信用力の判断に際して用いられてきたものであり，経済的な信用力の判断の誤りが錯誤の対象とならないことは確定した考え方であるから，この判断基準に従うと，主債務者が反社会的勢力に該当するか否かに関する判断の誤りも，錯誤の対象とならないとの結論が導かれることとなり，本判決の判示する議論がそもそも成り立たなくなるおそれがある。さらに，担当者がAの事務所に赴いたか否かについては，それによってAが反社会的勢力であることが判明した可能性が高いのであればともかく，現実には本件のYのように反社会的勢力であることを見抜けない場合の方が多しであるから，Xの担当者がAの事務所に赴かなかったことを信義則の判断に影響させて認容額を減額している点も，明らかに妥当性に問題がある。実際，Yの担当者がAの事務所まで赴いてAが反社会的勢力であると見抜けなかったことを以て，Yの調査能力の不十分さの徴表であるとの評価も成り立ちうる以上，信義則として考慮すべき事情については，実務的な妥当性の観点から，改めて厳選される必要があると思われる。

他方，本件以外の裁判例で示されている信用保証契約の錯誤無効の成否の解釈についても，それぞれ問題点が含まれている。例えば，主債務者が反社会的勢力でないこととの動機が信用保証契約上示されているか

否かという基準では、信用保証協会が契約書にかかる動機を明記すれば錯誤無効が認められる可能性が高くなるから、個々の金融機関と信用保証協会との交渉力の優劣が事実上結論を分けることになるが、そのような事実上の基準が妥当か否かは定かでない。また、反社会的勢力との取引関係の遮断が業界としての基本的認識であるという事実から、全ての信用保証契約に動機が表示されていると考えることも、主債務者が反社会的勢力であることが判明した時期がいつかという偶然的の事情によって事実上損害の帰属が分かれることとなり、理論上の安定性としても実務上の妥当性としても問題があるように思われる。

IV このように、本件のような事案の解決に際して、主債務者の属性に関する誤認を理由とする錯誤無効の成否から結論を導くことには、いずれにせよ難があると言わざるをえない。むしろ、契約締結当時において主債務者が反社会的勢力であることを金融機関も信用保証協会も知らなかった場合には、信義則上錯誤の主張をできないものとして両者間で別途損害の調整を図るか、あるいは、社会全体として反社会的勢力に欺罔された結果としての損害を、いわば政策的に信用保証協会に集中させ、金融機関を含めた社会全体のリスクを相対的に軽減させるか、いずれかの解決によるほかないものと思われる。これは結局、「反社会的勢力との関係遮断」をどのような意味で捉えるかの問題であって、債権者が反社会的勢力であった場合と異なり、反社会的勢力であることを隠していた主債務者に、誤って貸付をしてしまった債権者としての金融機関を「被害者」として捉え、回収不能による損害を社会全体として分散軽減させて負担するための制度として信用保証制度を位置づけることが、政策的な制度趣旨として妥当であるものと思われる。

V 本判決に対しては、当事者双方から上告受理申立てがなされ、最高裁は、(ア)Aが反社会的勢力であることが後に判明したことはYの意思表示に動機の錯誤があるが、X及びYの意思解釈上、かかる動機は本件信用保証契約の内容を構成しておらず、Yに要素の錯誤があるとは言えない、と判示して、Xの請求をほぼ全面的に認容し(最判平成28・1・12金判1483号10頁①事件)、他方でYの上告受理申立てを受理しなかった(最決平成27・11・20〔平成25年(受)第1196号〕)。

また、最高裁は、同じく平成28年1月12日、前

記の同種事案のうち3件について、上記(ア)の判示のほか、(イ)金融機関は融資の実行に先立ち、主債務者が反社会的勢力であるか否かについて相当な調査をすべき義務を負い、金融機関がこの義務に反した場合には、保証契約の違反として信用保証協会は免責される、と判示し、金融機関の調査内容と信用保証協会の免責の抗弁についてさらに審理を尽くさせるとして、事件をそれぞれ原審に差し戻した(①について金判1483号10頁②、③について金判1483号10頁④、④について金判1483号10頁③)。なお、⑤、⑥両事件については、少し遅れて平成28年2月26日に上告不受理決定が下され(⑤について平成26年(受)第901号、⑥について平成26年(受)第2299号)、信用保証協会の敗訴が確定している。

前述した本評釈の立場からすると、この最高裁による信用保証契約に係る錯誤の解釈と事件解決の基本方針についても、さらに検討すべき点が多いものと考えられるが、本評釈の本来の検討対象から外れることとなるため、別に機会を持つこととしたい。

* 本判決については、浅井弘章・銀法758号58頁、浅井弘章・銀法770号38頁、井藤公量・臨床法務研究12号1頁、久保壽彦・立命館経済学63巻1号1頁、佐久間毅・金法1997号6頁、桜井達也・JA金融法務511号4頁、中村也寸志・金法1979号6頁、森原憲司・銀法758号1頁、渡邊博已・リマークス48号10頁がある。なお、原判決については、浅井弘章・銀法748号54頁、浅井弘章・銀法756号45頁、井藤公量・臨床法務研究12号1頁、亀井洋一・銀法750号46頁、黒田直行・JA金融法務500号44頁、桜井達也・JA金融法務504号4頁、須藤克己・金法1955号84頁、古川純平・銀法753号58頁があり、上告審については、現時点において、浅田隆・金法2035号16頁、荒井隆男・銀法796号4頁、今井和男・金法2035号19頁、佐久間毅・金法2035号21頁、関沢正彦・金法2035号24頁がある。